

# 青森県報

号外第四号

令和元年  
五月十日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

○生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出……………	(健康福祉課)	…	一
○生活保護法による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出……………	(同)	( )	…三
○生活保護法による指定介護機関の所在地及び介護予防・日常生活支援事業所の所在地変更の届出……………	(同)	( )	…三
○生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………	(同)	( )	…四
○生活保護法による指定介護機関の所在地及び特定福祉用具販売事業所の所在地変更の届出……………	(同)	( )	…五
○生活保護法による指定介護機関の所在地及び特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地変更の届出……………	(同)	( )	…五
○生活保護法による指定介護機関の休止の届出……………	(同)	( )	…五
○右 同……………	(同)	( )	…六
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………	(同)	( )	…六
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出……………	(同)	( )	…六
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出……………	(同)	( )	…六

更の届出…………… (同) ……八

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び介護予防・日常生活支援事業所の所在地変更の届出…………… (同) ……八

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出…………… (同) ……九

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び特定福祉用具販売事業所の所在地変更の届出…………… (同) ……一〇

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地変更の届出…………… (同) ……一〇

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出…………… (同) ……一〇

○右 同…………… (同) ……二

○生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月十日

## 告 示

### 青森県告示第八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
トハ有 ハ限 ベ会 ス社		タス イさ ーく セーら ンビデ	有限 限会 社	フケ ア株 ライ式 フ青会 森社		〃		ス株 ワ式 ロ会 ー社		名 称	居 宅 介 護 事 業 者
三川弘 の先前 三四市 一四市 丁目大 目字	小弘 比前 の内市 七内大 丁目字	のせ 一石 一市 丁目ち と	七野 四木 の一市 丁目追 子	三青 の森 五市 卸町		〃	八川舎 三部館 〇字津 の中大 五西郡 字田			所 主 のた 所る 在事 地務	居 宅 介 護 事 業 者
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	訪 問 介 護			類 事 業 の 種	居 宅 介 護
のシ訪 リョ問 ンテ介 ミ護		ら介 一タ 護ー さク訪 問	スイ ーさ セーく ンビデ	所辺 地青 営業野	ケケ ア株 ライ式 フ青会 森社		ケケン 川川 部部 西シ 野ス		名 称	居 宅 介 護 事 業 者	居 宅 介 護 事 業 者
三川弘 の先前 三四市 一四市 丁目大 目字	小弘 比前 の内市 七内大 丁目字	のせ 一石 一市 丁目ち と	七野 四木 の一市 丁目追 子	二上地 一町北 〇字郡 三家野 のノ辺	平地上 九町北 二字郡 の二十 一	八川舎 三部館 〇字津 の中大 五西郡 字田	一田川舎 二部館 二二村 九中大 の西郡 字田	一田川舎 二部館 二二村 九中大 の西郡 字田	一田川舎 三部館 〇字津 の中大 六西郡 字田	所 在 地	居 宅 介 護 事 業 者
所(三 在事 地業 )所一	所(三 在事 地業 )所三	三〇・一〇・一		二九・三三・三		二九・四一		七二・二五	平成	年 月 日 更	

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	
	深 浦 町		〃		〃		〃		〃		津 軽 保 健 協 同 組 合	
	八浦浦 四町津 の苗軽 二代郡 沢深深		〃		二野弘 の田前 一市大 二市大 丁目字		二野弘 の田前 一市大 二市大 丁目字		二田弘 の二五 丁目字		二野弘 の田前 一市大 二市大 丁目字	二野弘 の田前 一市大 二市大 丁目字
	〃		訪 問 看 護		〃		福 祉 用 具 貸 与		〃		〃	〃
	ンテ深 一問浦 一看町 シシ護 ョス訪		まシ訪 ちョンテ ンタ一 た護生		〃		〃		〃		かセ組 けン合 はタ活 しバ健 し生同 健	津 軽 保 健 協 同 組 合
一戸浦 〇字津 四家大 の野字 一上広深	の字浦 二桁町 沢大津 七字郡 八関深	二野弘 の田前 一市大 二市大 丁目字	一野弘 の二一 丁目字	二野弘 の田前 一市大 二市大 丁目字	一野弘 の二一 丁目字	一野弘 の田前 一市大 二市大 丁目字	二田弘 の二五 丁目字	二野弘 の田前 一市大 二市大 丁目字	一野弘 の二一 丁目字	一野弘 の田前 一市大 二市大 丁目字	二野弘 の田前 一市大 二市大 丁目字	二野弘 の田前 一市大 二市大 丁目字
	三二・一		〃		三〇・一〇・一		所(三 在事 地業 )所三		三二・一〇・一		所(三 在事 地業 )所三	所(三 在事 地業 )所一

青森県告示第九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
						名 称	介 護 予 防 事 業 者
株式会社 ケアライ フ青森	〃	〃	〃	株式会社 スワロー	南津軽郡 舎館村大字 八三〇の五	介 護 予 防 事 業 者	名 称
青森市 三の五 の五	〃	〃	〃	南津軽郡 舎館村大字 八三〇の五	〃	介 護 予 防 事 業 者	主たる 事務 所在地
〃	〃	〃	〃	介護予 防	〃	介 護 予 防 事 業 者	類 事 業 者
株式会社 ケアライ フ青森野 所	〃	〃	〃	ケア テ ン ケ ン 部 西 丘	南津軽郡 舎館村大字 一三〇の六	介 護 予 防 事 業 者	名 称
上北郡 野辺 の	〃	〃	〃	南津軽郡 舎館村大字 一三〇の六	〃	介 護 予 防 事 業 者	所 在 地
二上地 一町字 〇三ノ の	〃	〃	〃	南津軽郡 舎館村大字 一三〇の六	〃	介 護 予 防 事 業 者	所 在 地
二九・三・三	〃	〃	〃	平成 二七・二・二五	〃	介 護 予 防 事 業 者	変 更 年 月 日

青森県告示第十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防・日常生活支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
深浦町	〃	〃	〃	津軽保健 生活協同 組合	弘前市大字 田町五丁目 二の二
西津軽郡 浦町大字 八四の二	〃	〃	〃	弘前市大字 二野田二丁目 の一	弘前市大字 二野田二丁目 の一
介護予 防	〃	〃	〃	介護予 防	介護予 防
深浦町 訪問 看護	〃	〃	〃	津軽保健 生活協同 組合	弘前市大字 田町五丁目 二の二
深浦町 訪問 看護	〃	〃	〃	弘前市大字 二野田二丁目 の一	弘前市大字 二野田二丁目 の一
西津軽郡 浦町大字 八四の二	〃	〃	〃	弘前市大字 二野田二丁目 の一	弘前市大字 二野田二丁目 の一
三・二・一	〃	〃	〃	弘前市大字 田町五丁目 二の二	弘前市大字 田町五丁目 二の二

区 分		変更後	変更前	変更後	変更前
名 称	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 者	〃	〃	津軽保健 生活協同 組合	弘前市大字 田町五丁目 二の二
主たる 事務 所在地	〃	〃	〃	弘前市大字 二野田二丁目 の一	弘前市大字 二野田二丁目 の一
類 事 業 者	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 者	〃	〃	津軽保健 生活協同 組合	弘前市大字 田町五丁目 二の二
名 称	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 事 業 者	〃	〃	弘前市大字 二野田二丁目 の一	弘前市大字 二野田二丁目 の一
所 在 地	〃	〃	〃	弘前市大字 二野田二丁目 の一	弘前市大字 二野田二丁目 の一
変 更 年 月 日	〃	〃	〃	弘前市大字 田町五丁目 二の二	弘前市大字 田町五丁目 二の二

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
組合 津軽保健 生活協同	弘前市 田町五丁目 二丁目	タ ス イ セ ン	有 限 会 社	フ ケ ア 青 森	株 式 会 社	〃	〃	ス ワ ロ ー	株 式 会 社
二野弘 の田前 一市大 丁目字	二田弘 の町前 二市大 丁目字	のせ黒 一石市 丁目ち と	七野黒 四木石 の市追 二丁目子	三青 の森市 五市卸 丁目	〃	〃	〃	八田川 三舎津 〇部館 の字村 五中大 西郡田	南 津 軽 郡 田
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	サ 訪 ー 問 ビ ス 型	〃
かセヘ けンパ ははし	組津 合軽 生保 協健 同	ら 介 護 さ く	有 限 会 社	所 地 営 業	所 地 営 業	〃	〃	ケ ン テ ケ 丘川 部館 西郡 田	テ ケ ア シ ョ ス
一野弘 の田前 二市大 七丁目字	二田弘 の町前 二市大 五丁目字	のせ黒 一石市 丁目ち と	七野黒 四木石 の市追 二丁目子	二上地 一町北 〇字郡 三三家 の野 ノ辺	平地北 九町郡 二野 の二野 一辺	八田川 三舎津 〇部館 の字村 五中大 西郡田	一田川 二舎津 二部館 九中大 の西郡 田	一田川 三舎津 〇部館 の字村 六中大 西郡田	南 津 軽 郡 田
所(事業 在業所 地)三	所(事業 在業所 地)三	三〇・一〇・一	三〇・一〇・一	二九・三・三	二九・三・三	二九・四・一	二九・四・一	二七・二・二五	平成

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
活津 協軽 同保 組健 合生	弘前市 田町五丁目 二丁目野	タ ス イ セ ン	有 限 会 社	名 称
一田弘 の市前 二市大 七丁目野	一田弘 の市前 二市大 五丁目野	のせ黒 一石市 丁目ち と	の黒石 二市追 丁目子 野	主たる事務 所在地
ちシ ョ ン タ マ	活津 協軽 同保 健生 訪問 組合	ら 居 宅 支 援	有 限 会 社	名 称
二弘 の市前 二市大 七丁目野	一弘前 の市大 七丁目野	丁黒石 目一市 のちと せ	一黒石 丁目市 七追子 の野木	所 在 地
〃	〃	三〇・一〇・一	平成	変 更 日

令和元年五月十日

青森県知事 三村 申 吾

青森県告示第十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

変更後	変更前	変更後	変更前
ト ハ ー ベ ス	有 限 会 社	〃	〃
三川弘 の先前 三市大 四市大 一丁目	目小弘 一比前 の市内 七市大 一丁目	二野弘 の市前 一市大 二市大 五丁目	一野弘 の市前 一市大 二市大 七丁目
〃	〃	〃	〃
のシ ョ ン ミ	訪問 介護	〃	〃
三川弘 の先前 三市大 四市大 一丁目	目小弘 一比前 の市内 七市大 一丁目	二野弘 の市前 一市大 二市大 五丁目	一野弘 の市前 一市大 二市大 七丁目
所(事業 在業所 地)三	所(事業 在業所 地)三	三〇・一〇・一	三〇・一〇・一

変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社大与		有 限 会 社 ハ ー ベ ス ト	
弘前市大字高屋字本宮四八〇の四		弘前市大字小比内一丁目一の七	
株式会社大与 住宅介護 支援事業所		ハ ー ベ ス ト 居 宅 介 護 支 援 事 業 所	
弘前市大字高屋字本宮四八〇の四		弘前市大字川先四丁目三の三一	
新町一丁目一の二七		内一丁目一の七	
三・一・一		三〇・三・三 三・一・一 三〇・一・一	

青森県告示第十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び特定福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前
〃		津軽保健生 活協同組合	
弘前市大字野田二丁目二の一		弘前市大字野田二丁目二の二	
〃		津軽保健生 活協同組合 ヘルス センター パ ー ケ ー し	
弘前市大字野田二丁目二の一		弘前市大字野田五丁目二の二	
三〇・一・一		平成 三〇・一・一 三〇・一・一 三〇・一・一	

青森県告示第十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前
〃		津軽保健生 活協同組合	
弘前市大字野田二丁目二の一		弘前市大字野田二丁目二の二	
〃		津軽保健生 活協同組合 ヘルス センター パ ー ケ ー し	
弘前市大字野田二丁目二の一		弘前市大字野田五丁目二の二	
三〇・一・一		平成 三〇・一・一 三〇・一・一 三〇・一・一	

青森県告示第十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護事業者				
	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類			
名称	名称	居宅介護事業所			
所在地	所在地	年月日			
有限会社ブラーナ	南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富一五五の二	訪問介護	たんぽぽ	南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富一五五の二	平成三・二五

青森県告示第十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月十日

青森県知事 三村 申 吾

名称	介護予防・日常生活支援事業者				
	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援事業の種類			
名称	名称	介護予防・日常生活支援事業所			
所在地	所在地	年月日			
有限会社ブラーナ	南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富一五五の二	訪問型サービス	たんぽぽ	南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富一五五の二	平成三・二五

青森県告示第十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月十日

青森県知事 三村 申 吾

名称	居宅介護事業者				
	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類			
名称	名称	居宅介護事業所			
所在地	所在地	年月日			
有限会社エス福永	八戸市南類家三丁目二の七	居宅療養管理指導	クローバー薬局おいらせ店	上北郡おいらせ町上明堂九	平成三・三三

青森県告示第十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月十日

青森県知事 三村 申 吾

名称	介護予防事業者				
	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類			
名称	名称	介護予防事業所			
所在地	所在地	年月日			
有限会社エス福永	八戸市南類家三丁目二の七	介護予防居宅療養管理指導	クローバー薬局おいらせ店	上北郡おいらせ町上明堂九	平成三・三三

青森県告示第十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

青森県知事 三村 申 吾

令和元年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
トハ一有 ハ一限 ベ一公 ス一社		フケ株 青ア式 森ア会 ライ社		〃		スワ株 ロ一公 一社		名	居
三川弘 の先前 三四市 一四市 一四市 一目大 目字	目小弘 一の前 の市内 七一大 丁字	三青森 の五市 五卸町		〃		八田川舎南 三館津 〇字村軽 の中大郡 五西字田		所主 のたる 所在事 務地務	業
〃		〃		〃		訪 問 介 護		類	居
のシス訪 りョンテ問 ミテ介 みル護		所辺フケ株 地青ア式 営森ライ 業野社		〃		ケンテケ 丘川一ア 部部シ 西西ヨス		名	居
三川弘 の先前 三四市 一四市 一四市 一目大 目字	目小弘 一の前 の市内 七一大 丁字	二上地 一町北 〇字郡 三家野 のノ辺	平九上 二町北 の二野 十野	八田川舎南 三部館津 〇字村軽 の中大郡 五西字田	一田川舎南 二部館津 二部村軽 九中大郡 の西字田	一田川舎南 二部館津 二部村軽 九中大郡 の西字田	一田川舎南 三部館津 〇字村軽 の中大郡 六西字田	所	業
所(三・二・三 在事・一・一 地業・一・一 所者)		二九・三・三		二九・四・一		平成 二七・二・二五		年	変
								月	更
								日	

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
深 浦 町		〃		〃		〃		〃		組生津 合活協 保同健	
八浦西 四浦津 の町軽 二苗大 代字郡 沢深深		〃		二野弘 の田前 一市大 二市大 丁目字		二野弘 の田前 一市大 二市大 丁目字	二田弘 の二前 五市大 丁目字	二野弘 の田前 一市大 二市大 丁目字		二野弘 の田前 一市大 二市大 丁目字	二田弘 の二前 五市大 丁目字
〃		訪 問 看 護		〃		貸 福 祉 用 具		〃		〃	
ンテ問深 一テ看浦 シ一護町 ョス訪		まシス訪組生津 ちョンテ問合活協 たル看健生同健		〃		〃		〃		かセヘ組生津 けンル合活協 はタバ健同健 しし生同健	
一戸浦西 〇字町軽 四家大 の野字郡 一上広深	の字浦西 二桁町軽 沢大七郡 七八字深	二野弘 の田前 一市大 二市大 丁目字	一野弘 の二前 一市大 七市大 丁目字	二野弘 の田前 一市大 二市大 丁目字	一野弘 の二前 一市大 七市大 丁目字	一野弘 の二前 一市大 七市大 丁目字	二田弘 の二前 五市大 丁目字	二野弘 の田前 一市大 二市大 丁目字	一野弘 の二前 一市大 七市大 丁目字	二田弘 の二前 五市大 丁目字	
三・二・一		〃		三〇・一〇・一		所(三・二・三 在事・一・一 地業・一・一 所者)		三〇・一〇・一		所(三・二・三 在事・一・一 地業・一・一 所者)	

青森県告示第十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
				名称	介護予防事業者
〃	〃	株式会社 スワロー	南津軽郡田舎館村大字 八田川三〇の五	名称	介護予防事業者
〃	〃	訪問介護 介護予防	〃	事業の種類	〃
〃	〃	ケア センター ケ丘	南津軽郡田舎館村大字 一田川三〇の六	名称	介護予防事業所
南津軽郡田舎館村大字 八田川三〇の五	南津軽郡田舎館村大字 一田川三〇の六	南津軽郡田舎館村大字 一田川三〇の九	南津軽郡田舎館村大字 一田川三〇の九	所在地	〃
二九・四・一	〃	平成 二七・二・五	〃	変更年月日	〃

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防・日常生活支援事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第

青森県告示第二十号

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
深浦町	〃	津軽保健 生活協同 組合	〃	株式会社 ケアライ フ青森	〃	株式会社 ケアライ フ青森	〃
西津軽郡深浦町大字 八浦四の二	弘前市大字 二野田一丁目	弘前市大字 二野田一丁目	弘前市大字 二野田二丁目	青森市卸町 三の五	〃	〃	〃
訪問看護	〃	介護予防 福祉用具 貸与	〃	〃	〃	〃	〃
深浦町訪 問看護 センター	〃	津軽保健 生活協同 組合	〃	株式会社 ケアライ フ青森野 辺地営業 所	〃	〃	〃
西津軽郡深浦町大字 一浦家の上 〇四の一	西津軽郡深浦町大字 二の二	弘前市大字 二野田一丁目	弘前市大字 二野田二丁目	上北郡野辺 地字家ノ 二上〇三 のノ	〃	〃	〃
三・二・一	〃	〃	〃	二九・二・三	〃	〃	〃



二号の規定により告示する。

令和元年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
津軽保健生活協同組合	弘前市大字二丁目二番	株式会社 ケアライフ青森	青森市卸町三の五	〃	〃	株式会社 スワロー	南津軽郡田舎館村大字八三〇の五	介護予防・日常生活支援事業所 主たる事務所の所在地
〃	〃	〃	〃	〃	〃	訪問型 サービス	〃	介護予防・日常生活支援事業の種類
津軽保健生活協同組合	弘前市大字二丁目二番	株式会社 ケアライフ青森野辺営業所	上北郡野辺町字家ノ	〃	〃	ケア ショップ 川部西	南津軽郡田舎館村大字一三〇の六	介護予防・日常生活支援事業所 主たる事務所の所在地
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	年月日変更

変更後	変更前	区分
津軽保健生活協同組合	弘前市大字野田一丁目二番	居宅介護支援事業者 名称 主たる事務所の所在地 名称 所在地 年月日変更
〃	〃	〃

令和元年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第二十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

変更後	変更前	変更後	変更前
有限会社 トハイベス	弘前市大字小比内一丁目七番	〃	〃
〃	〃	〃	〃
訪問介護センター ショーンミ	弘前市大字小比内一丁目七番	〃	〃
〃	〃	〃	〃

青森県告示第二十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び特定福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	株式会社大 弘前市大字高 屋字本宮四八 〇の四	株式会社大 与居宅介護 支援事業所	弘前市大字茂森 新町一丁目一 二七	三・一・一
変更後	与 株式会社大		弘前市大字高屋 字本宮四八〇の 四	

変更前	津軽保健生 活協同組合	津軽保健生 活協同組合	弘前市大字田町 五丁目二の二	平成 三元二・一 （事業者 所在地）
変更後	一 弘前市大字野 田二丁目二の 二	一 弘前市大字野 田一丁目一の二 七	一 弘前市大字野 田一丁目一の二 七	三〇・一〇・一
変更前	〃	〃	〃	〃
変更後	〃	〃	〃	〃

青森県告示第二十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	津軽保健生 活協同組合	津軽保健生 活協同組合	弘前市大字田町 五丁目二の二	平成 三元二・一 （事業者 所在地）
変更後	一 弘前市大字野 田二丁目二の 二	一 弘前市大字野 田一丁目一の二 七	一 弘前市大字野 田一丁目一の二 七	三〇・一〇・一
変更前	〃	〃	〃	〃
変更後	〃	〃	〃	〃

青森県告示第二十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による

る生活保護法」という。)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業者		居宅介護事業者	廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	居宅介護の種類	名称		
有限会社エース福永	八戸市南類家三丁目二の七	居宅療養管理指導	クローバー薬局おいらせ店	上北郡おいらせ町上明堂九	平成三〇・三・三

青森県告示第二十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四百四号。以下「例による生活保護法」という。)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者		介護予防事業者		介護予防事業者	廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	介護予防の種類	名称		
有限会社エース福永	八戸市南類家三丁目二の七	介護予防居宅療養管理指導	クローバー薬局おいらせ店	上北郡おいらせ町上明堂九	平成三〇・三・三

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚三付十五円四十四銭